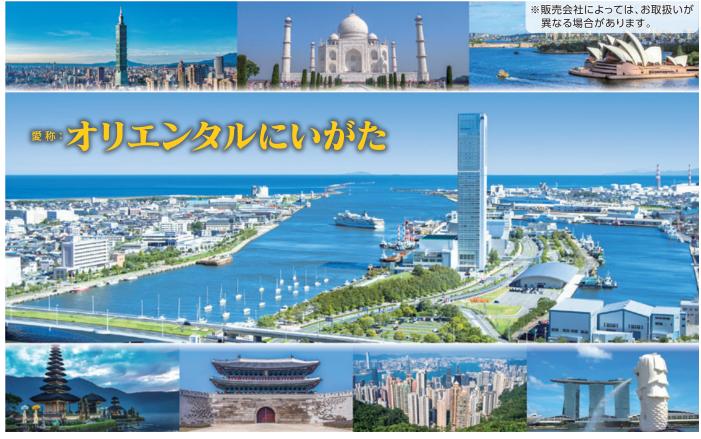
明治安田アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)使用開始日 2025年7月22日

にいがた未来応援アジア・パシフィック株式ファンド

追加型投信/内外/株式





本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問合わせください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 21,571億円 (資本金・運用純資産総額は2025年4月30日現在) [ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス https://www.myam.co.jp/

<u>委託会社のホームページは</u> こちらからご覧頂けます。





にいがた未来応援アジア・パシフィック株式ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月4日に関東財務局長に提出しており、2025年7月20日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類		属性区分					
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産(投資信託 証券(株式 一般))	年1回	日本・アジア・ オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。
- ※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (URL:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

1.ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

にいがた未来応援アジア・パシフィック株式ファンド(以下、「当ファンド」ということがあります。)は、「明治安田にいがた関連株式マザーファンド」、「明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド」およびルクセンブルク籍外国投資信託証券(円建て)「UBP FLEX - JUPITER ASIA PACIFIC EX-JAPAN EQUITY」(以下、「ジュピター・アジア・パシフィック株式ファンド」といいます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

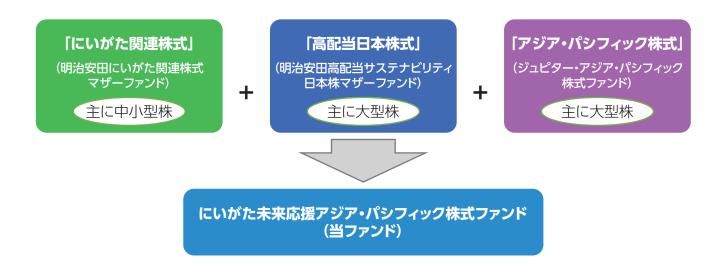
■ ファンドの特色

●特色①

主として投資信託証券を通じて、日本およびアジア・オセアニアの上場株式*に実質的に分散投資を行います。

- ◆「中小型株式」を中心とする「にいがた関連株式」に加え、「日本およびアジア・オセアニア」の 「高配当大型株式 | へ実質的に分散投資を行います。
- *以下、「アジア・オセアニア株式」を「アジア・パシフィック株式」という場合があります。

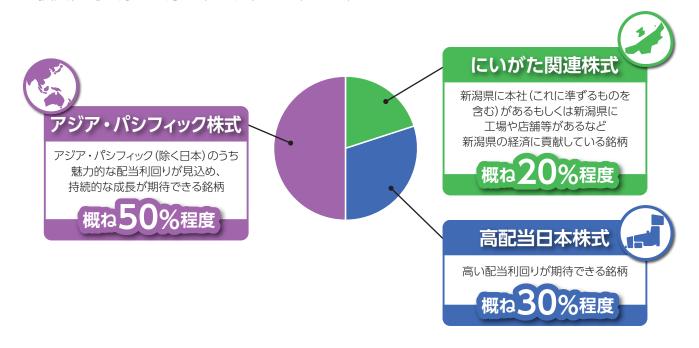
当ファンドは、「にいがた関連株式」、「高配当日本株式」、「アジア・パシフィック株式」 を組み合わせて運用を行います。



※組入投資信託証券については、後述「■追加的記載事項」をご参照ください。

●特色②

各投資信託証券の配分比率は以下の比率を基本とします。



- ※「にいがた関連株式」、「高配当日本株式」、「アジア・パシフィック株式」については、概ね上記の配分比率を基本とし適時調整します。
- ※原則として、株式の実質組入比率は高位を保ちます。

くご参考>

~新潟の未来を応援するために~

当ファンドでは、お客さまにご負担いただいた運用管理費用(信託報酬)の一部を「新潟県の未来づくり」を支援するために寄附を行います。

寄附の内容につきましては、委託会社が販売会社と協議のうえ決定し、委託会社のホームページを通じて、受益者の皆さまにご報告します。

なお、寄附金額につきましては、委託会社と販売会社が、それぞれ、毎年6月の決算期末を基準に、収受した運用管理費用(信託報酬)の中から、当該計算期間中の日々の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額とします。

※ただし、今後、上記料率を変更する場合があります。

●特色③

ジュピター・アジア・パシフィック株式ファンドの運用は、ジュピター・アセット・マネジメントが行います。

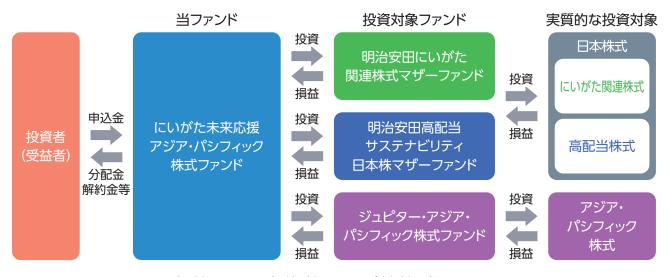
ジュピター・アセット・マネジメントは1985年に設立された英国ロンドンに拠点を置く株式運用に強みを持つ独立系運用会社です。

●特色④

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 運用プロセス

にいがた関連株式 マザーファンド

- ●新潟県に本社(これに準ずる ものを含む)がある企業
- ●新潟県に工場や店舗等がある など新潟県の経済に貢献して いる企業

財務状況、時価総額、流動性、バリュエーション等を分析

にいがた関連株式

高配当サステナビリティ 日本株マザーファンド

●わが国の金融商品取引所に上場されている高い配当利回りが期待できる銘柄

配当利回り、業績の安定性、 配当の安定性、株価の安定性 等からスクリーニング

投資候補銘柄

財務分析、ビジネスモデル分析等を 通じて企業のサステナビリティの 観点からの定性分析

高配当日本株式

ジュピター・アジア・ パシフィック株式ファンド

高い配当利回りが期待できる アジア・パシフィック銘柄

トップダウンアプローチ

・マクロ経済、人口動態、 流動性等

ボトムアップアプローチ

・競争優位性、財務健全性、 配当利回り、バリュエーション等

投資候補銘柄

配当の持続性、成長性、 ガバナンス等

アジア・パシフィック株式

各ファンドの配分比率は、にいがた関連株式マザーファンドは概ね20%程度、高配当サステナビリティ日本株マザーファンドは概ね30%程度、ジュピター・アジア・パシフィック株式ファンドは概ね50%程度とします。 ※各ファンドの組入比率は適時調整を行います。

にいがた未来応援アジア・パシフィック株式ファンド

- ※運用プロセスは今後変更される場合があります。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■主な投資制限

■株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブ取引等の使用	・デリバティブ取引の直接利用は行いません。・組入外国投資信託においてデリバティブの利用は行いません。

■ 分配方針

年1回(6月15日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向 等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社 の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 追加的記載事項

組入投資信託証券の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。 組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。

ファンド名	明治安田にいがた関連株式マザーファンド
形態	親投資信託
設 定 日	2023年6月28日
信託期間	無期限
運用の基本方針 と主な投資対象	にいがた関連株式※を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を 図ることを目標として運用を行います。 ※にいがた関連株式とは わが国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを 含む)のうち ・新潟県に本社(これに準ずるものを含む)がある企業 ・新潟県に工場や店舗等があるなど新潟県の経済に貢献している企業
投資態度	①にいがた関連株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②にいがた関連株式の運用においては、にいがた関連株式の中から財務状況や流動性、バリュエーション等を考慮して銘柄を選定します。 ③株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ④非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	 ①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建て資産への投資は行いません。 ⑧信用取引は、約款所定の範囲で行います。 ⑨デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
決 算 日	毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
換 金 手 数 料	ありません。
関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド
形態	親投資信託
設 定 日	2016年9月16日
信託期間	無期限
運用の基本方針 と主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信 託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
投資態度	①わが国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含む)の中から、将来にわたって安定的に高い配当利回りが期待できる銘柄に投資します。②銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均を上回り、配当や業績等の安定性が高いと判断される銘柄を厳選し投資を行います。③株式の組入れは、原則として、高位を保ちます。④非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	 ①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②外貨建て資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ⑧信用取引は、約款所定の範囲で行います。 ⑨デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
決 算 日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	UBP FLEX - JUPITER ASIA PACIFIC EX-JAPAN EQUITY	
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券(円建て)	
設 定 日	2025年9月1日	
主要投資対象	アジア、オセアニア(除く日本)の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。	
投資態度	①主としてアジア、オセアニア(除く日本)の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。②投資にあたっては、トップダウン・アプローチによるマクロ経済、人口動態、政治リスク等の分析を通したセクター別・国別配分に注力。銘柄選定は健全なバランスシート、収益成長に基づく魅力的な配当利回りが見込める銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。 ③組入株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤運用にあたっては、Jupiter Asset Management Limitedが行います。※オーストラリア証券取引所に上場している預託証券(CHESS預託証券)に投資を行う場合があります。 ※インド株式への投資に当たっては、インド国内での証券保管口座の開設に相応の時間を要し設定日までに開設できないことが予想されるため、口座開設ができるまではインド株式の上場投資信託(ETF)に投資を行います。	
投資制限	 ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の10を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑤デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は行いません。 ⑥為替ヘッジは行いません。 	
決 算 日	年1回 毎年12月31日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日:2025年12月31日	

信託報酬等	純資産総額に対し年率0.90%程度。 ※上記のほか、有価証券の売買委託手数料、保管費用、租税、登録・管理会 社報酬(年額下限25,000ユーロ)、監査報酬等がかかるため、上記の信 託報酬率を実質的に上回る場合があります。
申込・解約手数料 なし	
管 理 会 社	UBP Asset Management (Europe) S.A.
インベストメント・マネジャー	Jupiter Asset Management Limited
アドミニストレーター	CACEIS Bank(Luxembourg Branch)
カストディアン	BNP Paribas S.A.(Luxembourg Branch)

- ※当該外国投資信託証券は、今後設定される予定のため、費用等の内容は変更される場合があります。
- ※資金動向、市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ※前記の内容は、有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、今後変更になる場合があります。

前記の組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)にかかる要件を満たしております。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。) に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

したがって、<u>投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。</u>

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

一工体を割を囚/			
株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の 企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する 株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、 新興国の株式は、先進国の株式と比較して価格変動が大きくなる傾 向があり、基準価額に大きな影響を与える場合があります。		
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。 ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する 場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベー スでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファ ンドの基準価額を下げる要因となります。		
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。		
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。		
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。		

[※] 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- ●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を 含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率 を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスク コントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種 委員会等において協議・報告される体制となっています。

<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

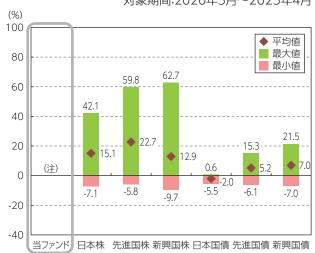
■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

(注) 当ファンドは、2025年8月29日設定予定です ので、該当データがありません。

当ファンドと他の代表的な <u>資産クラスとの騰落</u>率の比較

対象期間:2020年5月~2025年4月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。 (注)当ファンドは、2025年8月29日設定予定ですので、該当データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース) MSCI Inc.	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

[※]各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

[※]各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

3. 運用実績

(注) 当ファンドは、2025年8月29日から運用を開始することを予定しています。

2025年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

分配の推移

該当事項はありません。

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。 ※ファンドにはベンチマークはありません。

[※]最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

[※]ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続•手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入 価額	①当初申込期間:1口当たり1円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了 した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる 場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
購 入・換 金 申込不可日	申込日がルクセンブルク証券取引所、ルクセンブルクの銀行のいずれかの休業日には、購入・換金の申込みの受付は行いません。
購入の申込期間	①当初申込期間:2025年7月22日から2025年8月28日まで ②継続申込期間:2025年8月29日から2026年9月14日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによっ て更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限(2025年8月29日設定)
繰上償還	受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなったときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
決 算 日	6月15日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は2026年6月15日とします。
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託 財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度 (NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社 にお支払いいただきます。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、年1.133%(税抜1.03%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の中から支払われます。

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.385%(税抜0.35%)
販売会社	0.715%(税抜0.65%)
受託会社	0.033%(税抜0.03%)
投資対象とする 投資信託証券*1	0.45%程度*2
実質的な負担*1	1.583%(税抜1.48%)程度

運用管理費用(信託報酬)

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧 問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等
実質的な負担	_

- *1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。
- *2 当該外国投資信託証券の組入比率を50%として概算したものです。そのほか、有価証券の売買委託手数料、保管費用、租税、登録・管理会社報酬(年額下限25,000ユーロ)、監査報酬等がかかるため、上記の外国投資信託証券の信託報酬率を実質的に上回ります。

その他の費用・手数料

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、 上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等に よって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<寄附>

- ・寄附金額につきましては、委託会社と販売会社が、それぞれ、毎年6月の決算期末を基準に、収受した運用管理費用(信託報酬)の中から、当該計算期間中の日々の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額とします。
- ・
 寄附の内容につきましては、委託会社が販売会社と協議のうえ決定し、委託会社のホームページを通じて、受益者の皆さまにご報告します。
- ※ただし、今後、上記料率を変更する場合があります。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

- ※上記は2025年4月30日現在のものです。
- ※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 - 一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報)ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント

